資料２－１

システム標準化に伴うPIA実施スケジュールと

千葉市個人情報保護評価実施マニュアルの改訂について

１　システム標準化に伴うPIAの実施

（1）システム標準化の概要　（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律　令和3年9月1日施行）

住民基本台帳等の20の対象事務の処理に係る地方公共団体が利用する情報システムを国が定める標準仕様に準拠したシステムに移行

→システムの改修に伴い、これまで作成し、公表してきた評価書についても、修正を行う必要

（2）本市におけるシステム標準化のスケジュール

・資料２－３「地方公共団体情報システムの標準化」のとおり

２　千葉市個人情報保護評価実施マニュアルの改訂

【PIA導入当初（平成26年度）～】

国の行程にはない「事前点検」を実施

（理由）

・マイナンバー制度が開始当初

・作成した評価書の初回のチェック

↓

【現在】

評価書の作成当初の確認のほか、5年経過後の再評価まで終了

（1）主な改訂内容

事前点検は、新規の場合など必要性の高い場合に限り行うこととする

＜事前点検を行わない事例＞

・5年ごとに行う再評価

・標準的な仕様に準拠して行うシステム改修など（システム標準化に伴うものを含む）

（2）理由

ア　事前点検の必要性の低下

評価書の再評価まで実施したことから、一定の精度が保たれている

イ　スケジュール上の課題

事前点検が国の想定する行程にはなく、PIAに要する期間が確保されていない

（例）第三者評価に要する期間　：平均約10か月

（システム標準化に伴う改定では半年程度を想定）